

議案第一号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号中「公民権行使等休暇」の下に「、不妊治療休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

職員の仕事と不妊治療の両立を支援することに伴い、不妊治療休暇を新設するため、本案を提出いたします。